

平成 29 年 10 月 30 日

「あなたの写真が、今すぐお金に変わる！」などとうたい消費者に情報商材等の購入を持ちかけ、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

平成 29 年 1 月以降、「あなたの写真が、今すぐお金に変わる!」、「写真を撮るだけで稼げる」などとうたい事業者に関する相談が各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁及び東京都が合同で調査を行ったところ、「株式会社アイデア」(以下「アイデア」といいます。)との取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為(不実のことを告げること)を確認したため、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

1. 事業者の概要

名 称	株式会社アイデア (法人番号 9010601050574) (注 1)
所在地	東京都港区麻布十番 1-2-7 ラフィネ麻布十番 701 (注 2) 東京都江東区亀戸七丁目 38 番 11-806 号 (注 3-ア) 東京都渋谷区広尾一丁目 7 番 20 号 DOTビル 2F (注 3-イ)
代表者	片桐 尚登 (注 2) 片桐 直人 (注 3)
URL	http://idea-idea.co.jp ほか

(注 1) 同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。

(注 2) アイデアのウェブサイトに記載されていた内容です。

(注 3) 商業登記されている内容です。なお、アイデアの本店所在地は、平成 29 年 8 月 1 日に注 3-アから注 3-イへ移転し、同月 10 日付けで商業登記されています。

2. 具体的な事例の概要

(1) アイデアは、ウェブサイトでお誘いします

アイデアは、インターネット上に「カシャカシャビジネス」という名称のウェブサイトを開設し、

「あなたの写真が、今すぐお金に変わる!」

「写真を撮影して、3 日以内にお金を稼ぐ方法です。」

「3 日間で 3 万円! 日給 5 万円、月収で 150 万円を現実的に目指せる」

「この方法で、月収 200 万円以上稼いでいる人もいます。」

「写真を撮ってそれを送る。いたって簡単だったそれだけ」

「既に1万人以上が実証済み」

などと記載し、写真をインターネット上にアップするだけで簡単にお金が稼げるように見せかけて消費者を勧誘します。

また、SNS¹を利用し個人名を用いて消費者とインターネット上で接触し、アイデアのウェブサイトへ誘導する場合があります。

(2) アイデアは、消費者に情報商材を購入させます

アイデアは、同社のウェブサイトへ前記(1)の宣伝文句を記載した上、スマートフォン等で写真を撮影して稼ぐ方法を解説した情報商材が、「通常価格10万円のところ、今なら2万円」などと記載して消費者を勧誘します。

消費者は、2万円を投じるだけで稼げるならと思い、アイデアへ情報商材の購入を申し込みます。

アイデアは、情報商材を購入した消費者に対し、「カシャカシャビジネス」という名称のPDFファイル（以下「カシャカシャブック」といいます。）を消費者のメールアドレス宛てに送信します。カシャカシャブックには、消費者がInstagram²に撮影した写真をアップし、フォロワー³を増やせば写真が販売できて、誰でも簡単に稼ぐことができる旨が記載されています。

(3) 消費者は、詳しい説明を受けようとアイデアへ電話説明の予約をします

カシャカシャブックには、

「3日間でInstagramのフォロワーを●●人以上集めた方に、現金3万円をプレゼントします。少なくとも2万円でカシャカシャブックをお買い求めされた場合はプラス1万円稼げるということですね！詳しくはカシャカシャビジネスお電話サポートにて確認ください。」

「特別コースのご紹介。1万円の利益じゃ物足りない！さらに高い収益を狙いたい方へ。プラス料金7～150万円が発生してしまいますが、インスタアップ（自動集客ツール）を使用し、徹底したサポートを受けながらカシャカシャビジネスを体験できます。」

などと記載されているほか、カシャカシャビジネスで写真を販売するなどしてお金を稼いだという多数の体験談も記載されています。

消費者は、2万円を支払ってカシャカシャブックを購入したとしても、少なくとも1万円は利益を得ることができ、カシャカシャビジネスを行えば更に多くの収益を容易に得ることができるのではないかと思います。カシャカシャブックに記載されたアイデアの電話サポート予約入力フォームのウェブページへアクセスし、電話説明を受けたい日時を入力します。

¹ ソーシャル・ネットワークキング・サービスの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス。

² スマートフォンなどを用いた画像や動画の共有に特化したSNSの1つ。

³ ツイッターやInstagramなどのSNSにおいて、特定のユーザーの更新状況を手軽に把握できる機能設定を利用し、そのユーザーの活動を追っている者のこと。

- (4) アイデアは、消費者に電話で、3日間で3万円稼ぐためには有料の特別コースに入る必要があると執ように勧誘し、特別コース料金を支払わせませす

アイデアは、電話サポート予約をした消費者に電話をして、

「撮影した写真をInstagramに載せるだけで稼げます。」

「カシャカシャビジネスは写真買取業者と連携を取っていて、業者が欲しい写真を教えるので、その写真をInstagramに載せれば業者が買い取ってくれます。」

「インスタアップという集客ツール（アプリケーション）を使えば、自動的にフォロワーが増えていくので稼ぎやすくなります。」

「3日間でInstagramのフォロワーを50人以上集めた人には3万円を差し上げます。」

「インスタアップを使うためには、7～150万円の特別コースに入る必要があります。」

「特別コースに入れば、フォロワーを増やすことができ、高額なコースに入れば、Instagramのアカウントも増やせるし、長くやることができます。」

「元が取れていない人はいません。確実に稼げます。」

などと言って、カシャカシャブックに記載していることが、あたかも事実であるかのように説明し、7万円から150万円の特別コースに入るよう、執ように勧誘します。

消費者は、元は取れるものと思い込み、特別コースに申し込み、コース料金をアイデアに支払います。なお、どのコースに入るかは、消費者によって異なります。

また、アイデアは、カシャカシャビジネスを始めた後、3日間で50人以上のフォロワーを集めた消費者に対し、報酬（3万円⁴）を支払って信用させます。

アイデアは、コース料金を支払い、特別コースに入った消費者に対し、更に上位の特別コースに入るように勧誘することがあり、これに応じてしまう消費者もいます。

- (5) インスタアップ（自動集客ツールのアプリケーション）について

アイデアは、特別コース料金を支払った消費者に対し、Instagramの使用法、インスタアップの登録方法、写真の販売方法等を解説したPDFファイルと共に、インスタアップのID及びパスワードを付与します。

消費者がインスタアップのID及びパスワードを入力し、Instagramに連動させると、消費者が設定したハッシュタグ⁵と同一のハッシュタグを設定したユーザーが自動的にフォロー⁶されます。

フォローされたユーザーが消費者のフォロワーになるかどうかは、ユーザーの判断となりますが、自動的にフォロー数が増えるため、インスタアップはフォロワーを増やしやすいつ組みになっています。

⁴ 3万円のときが多いが、3万円未満の場合もある。

⁵ #（半角のシャープ）の記号がついた文字列のこと。「#〇〇」と入れて投稿すると、その記号付きの発言が検索画面などで一覧できるようになり、同じイベントの参加者や、同じ経験、同じ興味を持つ人の様々な意見が閲覧しやすくなる。

⁶ フォローをすると、指定した人の投稿を自分のタイムライン上で確認できるようになる。

消費者はインスタアップを使用してフォロワーを増やししながら、インスタグラム上に写真をアップしますが、写真を購入するかどうかは個々の閲覧者の判断であるため、フォロワーの増加が直ちに写真の売上げ増加を意味するものではなく、カシャカシャビジネスは誰もが簡単に稼げるような仕組みにはなっていません。

3. 合同調査の実施

アイデアの行為によって消費者被害が急速に拡大していることを踏まえ、消費者の皆様が早期に注意喚起を行う必要があったことから、消費者庁は、住民に被害が及んでいる東京都と協力して迅速かつ効率的に調査を行いました。

4. 合同調査によって確認された事実

- (1) 前記1のアイデアの代表者の氏名については、アイデアのウェブサイトと商業登記の内容が異なりますが、代表者への事情聴取から同一人物であることが判明しました。
- (2) ウェブサイトにアイデアの所在地として記載していた前記1の注2は、バーチャルオフィス（貸し住所）でした。
- (3) アイデアの本店所在地として登記された前記1の注3ーアは、代表者の住所地であったところですが、平成29年3月に退去していました。また、本店の移転先として登記された注3ーイは、バーチャルオフィス（貸し住所）でした。
- (4) 前記2箇所のバーチャルオフィスに届いた郵便物は、ビルの一室に転送されていました。この一室は、平成29年10月18日現在、アイデアの表札が掲げられ、代表者が同室の賃借人となっていました。
- (5) アイデア名義の金融機関口座は7件あり、そのうち1件は金融機関から口座凍結措置がとられていました。
- (6) アイデアのウェブサイトには、「カシャカシャブック通常価格10万円→今だけ会員様特別価格2万円」などと記載されていましたが、代表者への事情聴取から、アイデアが過去に10万円で販売していた事実がないのに、このような不実な記載をしていたことが判明しました。
- (7) 同ウェブサイトやカシャカシャブックには、「月収200万円以上稼いでいる人もいます。」との記載や、実際に稼げているとする人の体験談が多数記載されていましたが、代表者への事情聴取から、これらの事実は全くなく、虚偽であることが判明しました。
- (8) アイデアの代表者は、廃業する旨を申し立て、カシャカシャビジネスのウェブサイトは平成29年8月31日をもって閉鎖されたものの、平成29年10月18日現在、同社の商業登記については解散登記も清算人選任登記もなされていません。
- (9) インスタグラムを運営する米国のインスタグラム社によれば、インスタアップの自動的にフォロワーを増やす機能は、現実の人間によって行われたものであるとの誤った印象を利用者に与えることになり、インスタグラムの利用規約に違反するとのことです。また、このような機能をインスタグラム社の許可なしに使用する各ユーザーも、インスタグラムの利用規約に違反するとのことです。

- (10) アイデア以外にも、情報商材の購入に関する消費者からの相談は数多く寄せられており、今後、別の事業者が今回の事案と同様の手口で消費者被害を引き起こす蓋然性が高いと考えられます。

5. 消費者庁からの皆様へのアドバイス

- 情報商材とは、情報の内容自体が商品となっているものであり、主にインターネットの通信販売等を通じてPDFファイルのダウンロードや冊子、DVDの送付などの方法により提供されています。情報の内容は中身を見るまで分からないことが多いことから、実際に得られる情報が想定していたものとは異なる場合、トラブルになることがあります。
収入が得られると称する情報商材の場合、「誰でも簡単に稼げます。」「稼げなかったら返金します。」「大多数の人が収益を上げています。」などとウェブサイト等に記載し、消費者に都合の良いことだけを強調する事業者には、特に注意が必要です。
- また、実際に●万円で販売していた事実がないのに「通常価格●万円のところ、今だけ●万円」などとウェブサイトに記載し、消費者にその時点での販売価格が特別に安いかのように誤認させたり、「詳しくは電話でお問い合わせください」などと記載して、電話をかけてきた消費者に言葉巧みに他の商品やサービスを購入するよう執ように勧誘したりして、その支払を迫る事業者も存在しますので、お金を支払う前にその商品やサービスの内容を書面等でしっかり確認しましょう。
- このような取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、各地の消費生活センター等や警察に相談しましょう。
消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）
電話番号 **188（いやや！）**
 - ◆ 警察相談専用電話
電話番号 **#9110**
- ※いずれも局番なし

公表内容に関する問合せ先
消費者庁消費者政策課財産被害対策室
電話 03-3507-9187

情報商材等の購入を持ちかける事業者に関する注意喚起

SNSなどで自社のウェブサイトに誘導

写真を撮ってそれを送る
いたって簡単たったそれだけ

月収200万円以上
稼いでいる人もいます

既に1万人以上が
実証済み

写真を撮影して3日以内
にお金を稼ぐ方法です



まず、2万円で情報商材を購入させて、
関心を持った消費者を電話説明へ誘導

「誰でも稼げます。元は取れます」などと言って、特別コース
(7~150万円)に入会させ、自動集客ツールを提供

**SNSのフォロワーは増えるが
簡単に写真を販売することはできない**

○少しでも「おかしいな」と思ったら、
消費者ホットライン(188)や警察(#9110)にお電話を!